

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 申請手続きについて

※お手続きの際は必ず「募集要項」「交付要綱」「Q&A」をお読みください！

1. 支給対象者認定申請書提出(令和7年(2025年)3月31日まで)

- 就職前に認定を受ける必要があります。
- 募集人員(180名)に達した場合は期間に関わらず締切とします。

2. 支給対象者認定通知書到着

- 本通知書は助成終了までお手元に保管ください。
- 同封の「認定後の手続きについて」もよくお読みください。

3. 県内の対象業種に就職・就業

- 製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業、理容師・美容師の職域及び歯科技工士の職域が対象です。

4. 助成金の交付申請書提出(原則6月30日まで)

- 既卒者として認定された方は就職日から**1ヶ月**を経過する日までに申請してください。
- 「認定後の手続きについて」をご確認ください。
- 住民票の写しは就職日以降に発行されたものに限りです。
- 奨学金返還証明書等は発行から1ヶ月以内のものをご提出ください。

5. 交付決定通知書到着(交付受付から原則30日以内)

- 同封の「交付決定後の手続きについて」もよくお読みください。

6. 奨学金返還開始

7. 状況報告書、在職証明書等を提出(5月31日まで)

- 「交付決定後の手続きについて」をご確認ください。
- 住民票の写しおよび在職証明書は3月31日以降に発行されたものに限りです。

8. 支給額確定通知到着→助成金を支払い

- これ以降、毎年7. の提出後に助成金を支払います。

9. 助成最終年度→実績報告書を提出(5月31日まで)